



災害に備える対策～保険の見直し～

2018年は地震・台風・豪雨・猛暑等で、京都でも波板・樋・目隠し・アンテナの破損など、多数の被害がありました。

オーナー様のマンションの被害は、加入されている保険で補えましたでしょうか。

火災以外の災害に対応する保険に加入されていますか？

地震

水災

風災

落雷

水ぬれ

盗難

等々

火災保険だけでは、地震による火災は保険の対象外です。

地震による破損等の損害リスクに対応するためにも、地震保険への加入は必要不可欠です。

最近では、とりまくりスクに備えるためオプションの特約もセットで契約できます！

例1 ⇒

火災等の事故によって賃貸している建物の家賃収入が得られなくなった場合の補償

例2 ⇒

火災、破裂、爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金等を補償

実際に保険金が支払われなかったケースがありました。

例1 「被害額が20万円以下で保険金が支払われなかった」

⇒保険金の支払い方式には、「一定の免責金額を定めて、被害額からその免責金額を引いて支払われる」免責方式(エクセス方式)と、「一定の損害額を超えたら全額が支払われる」フランチャイズ方式の2種類があり、今回のケースはフランチャイズ方式だったために保険申請額が少なく、支払われなかった。

例2 「火災保険ではなかったために、台風の被害はほぼ実費負担となってしまった」

⇒火災保険ではなく、火災共済に加入しており、申請をするも、見舞金のみで、工事費用のほとんどが実費負担となってしまった。 注:加入内容によって異なります。

現在ご加入の保険内容をご確認ください！

- ①保険期間は切れていませんか。 ②保険補償は多様に設定していますか。
- ③保険金額の設定は少なすぎませんか。 等々

マンション・アパート・テナント



現在ご加入の保険が、適正かつ必要十分であるかどうかなど
ご不明な点は是非ご相談ください。

ご希望の補償内容に沿ったプランのご提案も承ります。

お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 柿本